

宇部市 PPP/PFI 手法導入優先的検討指針

令和 5 年 3 月

宇部市

宇部市 PPP/PFI 手法導入優先的検討指針

厳しい財政状況や人口減少、公共施設の老朽化などに適切に対応しながら、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくことは、重要な政策課題となっている。

こうした中で、PPP（Public Private Partnership）／PFI（Private Finance Initiative）手法は、公共部門が担ってきた「社会資本整備を伴う公共サービスの提供」業務を、施設等の設計、建設、維持管理、運営等を一体として民間に委ね、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用しようとするものであり、低廉で良質な公共サービスの提供や事業コストの縮減につながるるとともに、民間事業者の新たな事業機会を創出することも期待できるものであることから、効率的・効果的な公共サービスの提供を図る上で重要なものとなってきている。

本市では、平成 30 年度に「宇部市共創型 PPP 推進ガイドライン」を策定し、公共施設の整備、運営等をはじめ、良質な公共サービスの実現に向けた公民連携を推進してきたが、より一層、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、公共施設等の整備等に多様な PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討指針を次のように定める。

なお、本指針は、令和 3 年 6 月 21 日付府政経シ第 401 号 総行地第 92 号「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の策定及び運用について（要請）」によって、策定要請のあった「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」である。

1 総則

(1) 目的

本指針は、多様な PPP/PFI 手法導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討（以下「優先的検討」という。）するにあたり、必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) 定義

本指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

ア PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）

イ 公共施設等 PFI 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等

ウ 公共施設整備事業 PFI 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業

エ 利用料金 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金

- オ 運営等 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する運営等
- カ 公共施設等運営権 PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権
- キ 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をい
い、市民に対するサービスの提供を含む。
- ク 優先的検討 本指針に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たっ
て、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う
従来型手法に優先して検討すること。

(3) 対象とする PPP/PFI 手法

本指針の対象とする PPP/PFI 手法は次に掲げるものとする。

ア 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	公共施設等運営権方式 指定管理者制度 包括的民間委託 O 方式 (運営等-Operate)
イ 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	BTO 方式 (建設-Build 移転-Transfer 運営等-Operate) BOT 方式 (建設-Build 運営等-Operate 移転-Transfer) BOO 方式 (建設-Build 所有-Own 運営等-Operate) DBO 方式 (設計-Design 建設-Build 運営等-Operate) RO 方式 (改修-Renovate 運営等-Operate)
ウ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	BT 方式 (建設-Build 移転-Transfer) (民間建設買取方式) 民間建設借上方式及び特定建築者制度等 (市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。以下同じ。)

※PPP/PFI 手法については、上記以外の手法に加え、各方式を組み合わせることも考えられる。

※Park-PFI (公募設置管理制度) の検討は、都市公園法に定める手続に従って行うものとする。

2 優先的検討の開始時期

新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

3 優先的検討の対象とする事業

次の（１）及び（２）に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

（１）次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業

ア 建築物又はプラントの整備等に関する事業

イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

（２）次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）

イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

（３）対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

ア 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業

イ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業

ウ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

4 適切な PPP/PFI 手法の選択

（１）採用手法の選択

市は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の5の簡易な検討又は6の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

（２）評価を経ずに採用手法導入の決定

市は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

ア 指定管理者制度を採用する場合は、次の5の簡易な検討及び6の詳細な検討の省略

イ 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合における BTO 方式では、次の5の簡易な検討を省略し、6の詳細な検討を実施

ウ 民間事業者から PPP/PFI に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法では、次の 5 の簡易な検討を省略し、6 の詳細な検討を実施

5 簡易な検討

(1) 費用総額の比較による評価

市は、別紙の PPP/PFI 手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

4 において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- ア 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- イ 公共施設等の運営等の費用
- ウ 民間事業者の適正な利益及び配当
- エ 調査に要する費用
- オ 資金調達に要する費用
- カ 利用料金収入

(2) その他の方法による評価

市は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、(1) にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- ア 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- イ 類似事例の調査を踏まえた評価

6 詳細な検討

市は、5 の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

7 評価結果の公表

(1) 簡易な検討の結果の公表

- ア 費用総額の比較による評価の結果の公表

市は、5 (1) の費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI 手法の導入に適し

ないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

(ア) PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項について、PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

(イ) PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容について、入札手続の終了後等適切な時期

イ その他の方法による評価の結果の公表

市は、5 (1) の方法による評価の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

(ア) PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容 (当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。) について、PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

(イ) 客観的な評価結果の内容 (当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらるものに限る。) について、入札手続の終了後等適切な時期

(2) 詳細な検討の結果の公表

市は、6 の詳細な検討の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

ア PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項について、PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

イ PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容 (6 の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの) について、入札手続の終了後等適切な時期

附 則

(施行期日)

1 本指針は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 施行日に、整備等の方針が決定している (PPP/PFI 手法又は従来型手法が決定している整備計画、設計等の予算が確定している場合、整備等の手法が公表されている場合等) 公共施設整備事業については、今後、新たに 2 の検討時期が到来するまでは、検討の対象としないことができるものとする。